

	新潟市教育委員会 平成25年3月 定例会会議録			
日 時	平成25年3月19日(火) 午前10時00分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	小 嶋 委員長	欠席委員		
	齋 藤 委 員			
	佐 藤 委 員			
	沢 野 委 員			
	吉 村 委 員			
	阿 部 教育長			
会議に出席 した職員 (17名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	大塚 俊明	教 職 員 課 長	高 居 和 夫
	教 育 次 長	白井 裕司	総 合 教 育 センター所長	吉 原 修 英
	教 育 次 長 中央図書館長	三保 恵美子	学 校 支 援 課 長	高 橋 恒 彦
	教 育 総 務 課 長	岩 名 俊 明	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	河 内 一 美
	教 育 政 策 担 当 課 長	上 所 隆	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	松 原 伸 直
	学 務 課 長	高 橋 豊	中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長	山 下 洋 子
	施 設 課 長	本 間 寿 晴		
	保 健 給 食 課 長	水 野 利 数	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	小 関 洋
生 涯 学 習 課 長	鈴 木 緑	教 育 総 務 課 主 査	石 田 貴 宏	
その他の 出席者 ( 名)				

開会	時 刻	午前10時00分
	宣 言 者	委員長
付議事件 (4件)	議案番号	件 名
	議案第24号	新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について
	議案第25号	新潟市立高志高等学校学則の廃止について
	議案第26号	教職員の人事措置について
	議案第27号	事務局及び機関の長の人事について
報 告 (3件)	記 号	件 名
		いじめに関する第三者委員会の設置について
		新潟市文化財の指定の諮問について
		指導が不適切な教職員に関する委員会の報告について
協議題 (0件)	記 号	件 名

## 第1 開会宣言

### ○委員長

午前10時00分開会を宣言する。  
これより、3月の教育委員会定例会を開催いたします。

## 第2 会議録署名委員の指名

### ○委員長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に齋藤委員及び佐藤委員を指名します。

## 第3 付議事件

### ○委員長

これより、付議事件に入ります。  
議案第24号「新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について」教職員課長に説明をお願いいたします。

### ○教職員課長

学校の事務職員が県費負担職員となっており、県の条例改正に伴い、これまで事務主幹、主査、主任、主事に加えて、新年度から新たに総括事務主幹の職を設けるものです。

この総括事務主幹は課長補佐級で、本市では2人配置される予定となっております。

総括事務主幹の役割は、現在、学校の事務職員は各学校に1人しかいない学校も多いことから、いくつかの学校をまとめて一つのグループとし、そのグループ長のもとでお互いに助け合いながら共同で事務を行っております。

さらに、この複数のグループ長を総括し、指導、助言を行うのが総括事務主幹となります。

また、共同実施推進協議会等の企画や運営、リーダーの育成やグループ長の資質確保のための研修、学校事務職員の資質能力向上のため、必要な意見具申を行うなどとなっております。

また、もう一つの改正としまして、これまで事務主任を置くことができるという旨の規定がありましたが、新たに事務長を加え、この事務長には教育委員会の命により、総括事務主幹や事務主幹を充てることとしました。

このことは、第25条の4第2項に規定しています。あわせて第3項では、事務長の職務について、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する旨、明記いたしました。

こうした改正によって、これまで以上に学校事務職員の役割と責任を明確にし、仕事に対するモチベーションを高めることができると思っております。

なお、今ほどご説明しました改正内容についての新旧対照表となっております。以上で説明を終わります。審議のほう、よろしくをお願いいたします。

### ○委員長

この件に関しまして、質問・意見のあるかたは挙手お願いい

たします。

○佐藤委員

複数のグループと書いてあるのですが、だいたいどのくらい  
のまとまりで、これを総括するようになるのでしょうか。

○教職員課長

実際には、もうすでに総括的な業務を行う事務主幹というの  
が、平成 24 年度 4 月 1 日から配置されておまして、グループ  
ですと今年度ですと 23 グループあります。それを 3 人で賄って  
いる。区ごとに分けて、東新潟中学校に総括的な業務を行う事  
務主幹を置きまして、約 2 つの区。それから、鳥屋野中学校に  
総括的な業務を行う事務主幹を配置して支援室を設置し、3 つ  
の区というように対応しております。

○佐藤委員

23 グループを 3 人でということですか。ということは、平均  
して 7 グループから 8 グループですね。7 グループから 8 グル  
ープの中に、いわゆる事務職員のかたは何名いらっしゃるの  
ですか。

○教職員課長

全部で 236 名ですので、事務職員が全部で。それを 8 つに分  
けているという形になっております。

○佐藤委員

8 つということは、約 30 人。

○教職員課長

具体的な人数に関しましては、平成 25 年度は 18 グループを  
予定しておまして、東新潟中学校に総括事務主幹を置きます  
と、学校数でいきますと 48 学校ですね。

○佐藤委員

組織運営をするときに、30 を超えるとだいたいだめな  
のですよ。報告・連絡・相談がまったく機能しなくなる  
のですよね。30 が限度だと言われているのですよね、  
組織運営の中で、一人の長が管轄をする。無理じゃ  
ないですか、3 人では。

○教職員課長

総括事務主幹は、今言いましたように 48 とか 60 とか 66 の  
学校を束ねるのです。ただ、その 66 の学校の中にも、  
例えば先ほどの東新潟中学校ですと 48 カ校にする  
のですね。その中で実際に共同実習をやっている  
グループというのが 8 カ校あるのです。だから、6  
人が一つのグループに平均していまして、そこ  
にはグループ長、事務主幹というグループ長が  
います。

そこで束ねて、そこでの内容を支援室のかたが 8  
グループのグループ長と連携をしながら指導して  
いくという形になります。

○佐藤委員

組織図を見ないと分からないよね。

○教職員課長

すみません。組織図をつくれれば良かった  
ですね。実際には、教育委員会がありまして、  
先ほど話しました学校事務支援室、室長と  
教職員課のほうを担当課に入ります、その  
下にあります。そして、その下にそれぞ  
れの支援室、先ほど言いました総括事務  
主幹が 3 つ入ります。そしてその下に、  
今ほどお話ししました共同実施のグル  
ープがあるのです。

そして、このグループを束ねるのが総括事務主幹。だから、このグループの中で細かいことに関して共同で実施をしながら、集団としての質を高め、そして個としての事務職員としての質を高めながらやっていく。

それを全体で束ねるのが、それぞれの支援室長という形になって、ここのかたが総括的な事務主幹になっています。

だから、その下のグループ長にも当然、事務主幹が割り当ててありますし、事務主幹がすべて割り当てられないので、主査の力のある人がグループ長になって、それぞれの事務職員を指導するという形になります。

○佐藤委員

これでヒエラルキーができてきていると思います。

○教職員課長

そうなのです。来年度スタートにあたり、規則の改正をお願いをしております。

○委員長

この組織というより、規則の改正ということですか。

○佐藤委員

関連で気になることは、あと、教員が兼務するということがないのですか。

○教職員課長

飽くまでも、これは事務職員となります。

○齋藤委員

ということは、総括事務主幹という人は、これまでの事務職員の中から選任されるということですか。それで、籍はどこにあるのですか。各学校に籍があるのですか。東新中学校とか、鳥屋野中学校とか。

○教職員課長

はい。各学校に置いております。現在、平成24年4月1日から総括的な業務を行う事務主幹という名前でスタートしたのですが、東新潟中学校、鳥屋野中学校、内野小学校にそれぞれ支援室を置きまして、来年度のスタートの準備をしておりました。

○佐藤委員

そうすると、そのかたは東新潟中学の担当もし、総括もするということですか。

○教職員課長

おっしゃるとおりです。ただ、支援室を設置した学校に関しては、事務職員を2人配置にしてあるのです。ですので、新潟市全体のことも考える総括事務主幹がいますし、専門に学校のことをする職員もいます。

だから、学校のことをまったくやらないというわけではありませんが、全市的なことを考えながら学校の事務を司るという形になります。

○沢野委員

先ほどおっしゃったのですが、各学校にだいたい事務職員は、1名になるのですか。

○教職員課長

小規模校は1名となっております。それから、就学援助加配というのがありまして、就学援助を受けている児童・生徒数が多い学校、あるいは人数の多い学校には非常に事務が多くなりますので、2名を配置することもあります。

だから、児童・生徒数だけでは2名ということではありません。だから毎年2名配置は異動しているという状況です。

○委員長

よろしいでしょうか。では、議案第24号はご承認いただいたということでよろしいでしょうか。それでは承認いたします。

続きまして、議案第25号「新潟市立高志高等学校学則の廃止について」教職員課長にお願いします。

○教職員課長

高志高等学校が今年3月末をもって閉校となるため、学級編成や定員、学期を定めた学則を4月1日付けで全部廃止することです。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長

この件に関しましてはよろしいでしょうか。

では、議案第25号を承認いたします。

続きまして、議案第26号及び議案第27号は、人事案件により非公開とします。報告案件終了後に非公開案件として再開し、審議いたします。

#### 第4 報 告

○委員長

これより報告案件に入ります。

「いじめに関する第三者委員会の設置について」学校支援課長に説明をお願いいたします。

○学校支援課長

はじめに、委員会名ですが、「新潟市いじめ問題等対策委員会」としました。

この委員会の設置目的は、これまで、いじめ問題や体罰などの人権侵害があった場合、教育委員会が学校や保護者からの相談、対応にあたっています。

しかし、児童・生徒を取り巻く課題や状況が、年々多様化、複雑化していることから、学校や教育委員会だけでは対応しきれない事案が生ずることも想定されるため、そのような場合に備え、専門的な意見をお聞きすることでスピード感をもって対応できるよう、学識経験者、弁護士、精神科医などからなる第三者委員会を設置することとしました。

なお、この委員会は新潟市附属機関等に関する指針第2条第2項で規定する懇話会となります。

また、委員名は非公開とありますが、現段階では各委員とその方向で調整を進めています。

それでは、「新潟市いじめ問題等対策委員会開催要綱」により、この委員会の主な内容をご説明いたします。

第1条の目的ですが、これについては、今ほどご説明したとおりです。

第2条の所掌事務ですが、教育長の求めに応じて主に同条第1号の内容について、委員の皆様より意見をいただきます。

第3条から第5条ですが、これについては記載のとおりですので、説明は省かせていただきます。

なお、第3条に関わって委員名簿の公開について、先ほど申しましたように現段階では非公開ということで、各委員と調整をしているところであります。

次に、第6条、会議についてです。第1項ですが、この会議は教育長が招集することとなります。また、第3項にあるとおり、この会議の内容は将来ある子どもの個人情報が多く含まれ、情報開示により、今後の更生を妨げることも考えられることなどから非公開での開催としています。

第7条、教育委員会への報告です。第7条では、教育長が委員会で出された意見の概要を、教育委員会に報告しなければならない旨が書かれています。

以下、第8条以降の説明は省略させていただきます。

最後に、この新しい委員会は平成25年4月1日から発足する予定で考えております。以上、報告といたします。

○委員長

今ほどの説明につきまして、質問・意見のあるかたは挙手をお願いします。

○佐藤委員

「いじめ問題等対策委員会」の設置に関してはまったく異論はないのです。まず1点は、前回の東区の問題で警察の介入があったけれど、「いじめ問題等対策委員会」はどういう状況で招集されるのかということです。教育委員会、なかなか素人では解決ができないような状況で、この「いじめ問題等対策委員会」が開催されるということになる。やはり警察関連の人たちも、何らかの形で入れる必要があるのではないかと。

前は、すでにもう対処ができないという状況でしたので、それをもう一度お考えになる必要があると。また、相当の問題が発生したときに当然招集されるわけですから、もう問題の発生は、世間に周知されているわけですよ。この問題にすべてマスコミが大集中する時に、「いじめ問題等対策委員会」の委員が非公開で許されるのかどうか。

この辺を、少し議論をする必要があるのかなという気がいたします。

○学校支援課長

まず1点目の、警察等の役割についてですけれども、今回、文部科学省の通知などからすると、学校の担う役割と、警察の担う役割ということがある程度はつきりとしてきています。それから警察に限らず、この第3条第2項第1号から第4号に明記している委員で、必ずしも覆いきれないという状況も出てくる可能性があります。そのために第5号で「前4号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者」としてあります。

従いまして、そのような必要が生じた場合は、警察も含めて、この第5号で対応していくと考えているところです。

○佐藤委員

なるほど。そうすると、では委員のメンバーは変わる場合があるということですか。必要に応じて教育長が、「今回はとにかく委員に入ってください」ということも有り得るということですか。

○学校支援課長

原則は第1号から第4号の委員で対応するというので、他の全国的な前例をみても可能ではないかと思っておりますけれども、場合によっては対応しきれないということが考えられるので、その場合ということですか。

○佐藤委員

そうすると、これに規定を入れる必要があるのではないのでしょうか。

○齋藤委員

ということは、委員5人というのは常に5人のメンバーがいらっしゃるということですね、待機しているとは。そうではないのですか。

今のご説明ですと、第1号から第4号までの委員はいらっしゃる。任期の間はいらっしゃる。5人目のかたが入るかどうかというのは、その事例に応じてという教育長の判断でということですね。

○学校支援課長

この委員会は、定期的開催されるものでもありません。今、何度もお話が出てきているように開かざるを得ない状況になった場合に、その都度5人が適切なのか4人が適切なのかという判断も必要になってくると思いますが、そういった意味では、今申し上げたように5人以内という形で構成をしております。

○佐藤委員

その辺の必要に応じて付け加えるよという規定は入れなくても、この委員構成はこれでもって全部クリアできるのですか。

○学校支援課長

今のところ、今回最初に申し上げたように、懇話会ということで決定機関ではありませんし、庁内のいろいろな組織の要綱を定めていく際の慣例などもありますので、行政経営課等とも少し相談をして作成したものです。基本的には対応できると考えています。

○佐藤委員

公開せざるを得なくなる状況がひょっとすると出てくるときに非公開ですよというのが許されますかということですか。

○学校支援課長

現段階では、その方向で進めています。参考までに今、先行している指定都市を調べてみましたが、横浜市、浜松市がすでに設置されていますが、同じく非公開という形になっています。

最初に申し上げたように、現段階ではその方向で進めていましたので、そのように報告させていただきました。

○齋藤委員

会議は当然非公開で行われるべきだと思いますけれども、委員名を非公開にするということは、佐藤委員と私もまったく同

意見で、他の政令指定都市のことはともかく、新潟市の場合、他に倣う必要は別になくて、会議そのものが招集されるということは、佐藤委員が言われたように全マスコミが全市民が注目をしていることですよね。ものすごく関心事が。そうでないと招集されないわけですよ。

ですから、委員の指名を非公開にするという根拠は、どういうものですか。

○学校支援課長

今回、人選をするにあたり、いろいろな推薦をいただきながらしています。その中で、基本的にこの「いじめ問題等対策委員会」が決定機関ではないということ。

それから、いただいた意見を教育委員会に報告をするという前提があるということ。それから、委員のお仕事によっては名簿が公表されることによって個人的な相談ですとか、いろいろなご意見とか、そういったものに影響がでてしまうということも考えられるため、これまで非公開の方向で進めているところでございます。

○佐藤委員

個人的な相談というのは、どういうことですか。

○学校支援課長

その委員の方への個人的な相談とか、ご意見とかということを含めてです。

○佐藤委員

それは、みんな弁護士とか精神科医も臨床心理士もみんな個人的な相談でみんな行きますよ。

○齋藤委員

対象者から個人的に行くということですか。

○学校支援課長

市民とか、いろいろ考えられると思います。そこで、今のところはその方向で進めてきていますが。

○委員長

このメンバー構成ですが、学識経験者というのはちょっと曖昧になりがちなところですが、やはり学校現場をよく分かっている人、学者とか名誉職のような感じでやってもらってはいけませんので、青少年の問題に精通している方を抜擢していただきたいと思います。

○学校支援課長

勿論その方向で進めております。

○齋藤委員

もう一つ言わせていただくと、いろいろな個人的な相談も含め、「いじめ問題等対策委員会」の委員を公表すると迷惑というか、そういう部分が考えられると。課長のお話を聞いて、私は個人的ですけど、そういう考えの方はご辞退いただいてと思います。そのくらいの覚悟でやっていただく「いじめ問題等対策委員会」ではないかと。だからこそ設置するのではないかと思います。

○学校支援課長

もう少し、その辺も詰めてみますが、お立場上、いろいろな個人的なものを抱えていらっしゃるというご事情もあります。子どもさんの相談にずっと乗っていると、そうした事情もあ

り、委員の名前が出ることで、子どもに、配慮が必要なことになることもあります。

○佐藤委員

全員、守秘義務がありますので、そういうことは有り得ないのですよ。守秘義務がありますから、学識経験者は別としても弁護士から精神科医、臨床心理士全員守秘義務を持っていますから、そういうことは有り得ないと思いますよ。その相談しているお子さんがどうの、こうのなんていうのは。

○吉村委員

課長が説明くださったものを、より具体的に委員のほうに説明いただければ、もう少し納得いくのかなと。私は今推測ですけども、例えば臨床心理士さんというのが第4号でありますよね。臨床心理士さんは勿論、大人から子どもまでの相談を個人的に扱うわけですよ。

そういう仕事をしているかたが、例えば新潟市に緊急に本会合が招集されたときに、そのメンツの中には吉村という委員がいたと。こういうふう公表されることによって、この臨床心理士さんに相談を今までしていた方が、何かいろいろなつかえとか不安を感じるとか、こういうことなのでしょう。その辺がちょっと私も分からないのですけど。

○学校支援課長

すべては、具体的なことは申し上げられないですけども、今、吉村委員が述べられたようないろいろな事例を抱えています。中にはメンタルな部分で、相談を受けている子どもも非常にしんどい状況であったり、ぎりぎりのところを抱えていらっしゃる案件もあることがある。

そのようなこととか、いくつかそういった子どもの心理に関わるようなことが生じる可能性があるということです。

○沢野委員

そこまで考えてしまうと、勿論分かりますよ。でも、抱えていらっしゃるお子さんなりの、そういうふうになるかもしれないというのは分かるのですけれども、この設置の目的を考えたときに、やっぱり佐藤委員がおっしゃっていたように、やはりこの委員となっていていろいろな問題を解決していく覚悟、責任をもって、委員になってほしいと思います。

○齋藤委員

今のお考えというのは、皆さんのお考えなのですか。それとも、なかなかおっしゃりにくいかもしれないけれども、候補になっている委員の中のお一人がそうおっしゃっているのでしょうか。答えられる範囲で教えてください。

○学校支援課長

個人的なことということもありますけれども、例えば今、お話のあったような県の臨床心理士会の考え方とか、その辺のところもいろいろあります。

○吉村委員

佐藤委員がおっしゃったように、この委員会を設置することは大変いい取り組みだろうと。このことについて一切異論はな

いのですが、今の世の中で、この委員を非公開で通用するかどうかということが論点ですから。委員候補のかたにはそれぞれ勿論事情はある。個人の事情を私たちが「その事情はおかしいのではないですか」と言う必要はないことなのです。ご本人の事情ですから。

ただ、新潟市として非公開が通るかということのをわれわれは心配しているわけですから、その視点からもう一度検討していただくという、それしかないのではないかと思います。

○学校支援課長

現段階ではこの方向で進めてきておりますので、もう少しこのことについては精査してみたいと思います。

大事なことはやはり、子どもの側だと思えるのですね。子どもの側のことを配慮しての非公開だと思いますので、大人の委員のことではないと思います。やっぱり子どもの側の配慮。将来的な子どもの側の配慮ということで、もう一回よく検討してみたいと思います。

○委員長

委員会の会議内容の公開ではなくて、委員の公開。こういうメンバーで構成されているということをお話しているのです。

○齋藤委員

どういう人たちが話し合っているかを公開すべきではないかと。会議を公開しろとは言っていないのです。勿論、子どものためには会議は非公開ですよ。それは勿論です。

○学校支援課長

もう一つ補足しておきます。今、いくつあるか分かりませんが、他の新潟市の設置している懇話会でも非公開があるということですので、その辺もあわせて検討してみたいと思います。吉村委員からご指摘のとおり、市として大丈夫かということも、設置している懇話会の中で、こういったものが非公開になっているのか、その辺もあわせて検討してみたいと思います。

○佐藤委員

子どもたちのために、これをつくるのだから当然なのですが、これが招集される段階の現場を想像していただきたいのですよ。ものすごい取材の中で、「いじめ問題等対策委員会」を開催して、何か結論が出た時に「誰が決めたのですか。」という話になったときに、「非公開ですから。」と、そんなことで許されるのですかという話なのです。

例えば、情報公開の請求が出てきたときに、ちゃんと対処できるのかということなのです。教育委員会として。騒然となった事態のときの、あの状況を想定しながら考える必要があると思います。

○学校支援課長

繰り返しますけれども、懇話会であり決定機関ではありません。

○佐藤委員

だから、マスコミはそういうふうには取らないじゃない。

○齋藤委員 「いじめ問題等対策委員会」が開催されたことは報道されるわけですよ。当然。そうですね。その決定機関でなくても報道されるのですよ。それでも、そうなりますよと。私もそう思いますし、佐藤委員も申し上げている。

○学校支援課長 繰り返しますが、とにかく基本的には将来ある子どもたちのために最もいい形で最終的には判断していく必要があるなど受け止めています。

○委員長 委員の皆さん、納得できましたでしょうか。納得できない点もありますけれども。

○教育長 今、課長が報告したのは今までの経緯がこういうことになっていますということです。この会議の中で、子どもの立場、あるいは今の世の中、こういう世の中だということでご意見をいただきましたので、そのことも含めて、今、候補にあがっているかたとの話も今、進んでいるところですが、相手のかたのお考えをもう一回聞きながら、あるいは会の推薦を受けて出てこられるかたもいるので、その会のお考えも聞きながら、検討していきたいということにします。今、これで決定というわけではないので。

○委員長 では、これは経過報告案件ということですね。分かりました。そういうことで、これから検討を重ね決定していきたいということですね。

続きまして、「新潟市文化財の指定の諮問について」、「指導が不適切な教職員に関する委員会の報告について」は、非公開案件としまして、後ほど審議します。

## 第5 次回日程

○委員長 次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長 3月臨時会は3月25日（月）午後3時30分から、4月定例会は4月15日（月）午後3時30分から、5月定例会は5月23日（木）午後3時30分からでお願いしたい。

○委員長 それでは、これより退任のご挨拶を申し上げます。

皆さん、4年間大変にお世話になりました。ありがとうございました。教育委員をこれで卒業いたします。

今、様々な思いが込み上げてくるところがあるのです。新潟市で4年間、そして新潟市で4年間ということではちょうど8年になります。これはもう引き際と昨年から思っておりました。今後に向けて影響力のあるかたに入っていただいて、また喧々囂々、新潟市の教育向上のために、子どもたちのために働いていただければと思っておりました。いいタイミングと思います。

この4年を振り返っても、楽しいことばかりだったと思います。というのは、皆さんとこの様に一緒にお仕事させていた

だけのなんて委員にならなければならないですよ。本当に幸せ者だと思います。一番楽しかったのは、学校訪問して子どもたちと出会えたこと、そして私が若い時代、まだ若い教員とPTAをやっていた頃に、「先生こうしたほうがいいのではないかな、ああしたほうがいいのではないかな。」なんて言いながらやってきていた教員が教頭になり、校長になり、現場にいました。そのときの嬉しい気持ち。「頑張っていましたね。」と背中を叩いて、「子どもたちのためにしっかり頼みますね。」という、そういう思いでいられたときが最高に幸せでした。

委員長として最後の2年間ですけれども、そのときの自分の立ち位置というのを常に考えていました。この背中の後ろに子どもたち、教職員、そして市民の皆さんが常に私の後ろにいてくれた。だから何かを決定するときに、これを判断するとき、どうなのだろう、みんなだったらどれを喜んでくれるだろうというのを考えてきました。それだけはぶれなかったと。

だから、本当にいい仕事をさせていただいたと思います。苦しいことが一回も無かったというのが何よりですね。こういう気持ちで退任できるのも、今日まで、私を見守り支えてくださった委員の人たちのお陰です。本当に最高の宝物を得られたと思います。

これで、今日は卒業していくわけなのですけれども、新しいステージに立ちます。新潟に来て34年になりますけれども、30年間は一生懸命地域のためにやってきました。この4年間はこの教育委員会に身を置かせていただきました。

これからの10年間というのは、4年間の修行を積んだ上に10年間というのが自分の正念場とっております。どうか小嶋はこれからも頑張るんだということで、このあとのことは皆さんにお任せしていきます。

あとは地域の人間として、一生懸命応援したいし、皆さんの働いている姿を遠くから見て、背中を叩きますので、忘れないでください。本当にありがとうございました。

ここで定例会はいったん終了となります。傍聴人と報道のかたはご退席いただきます。

## 第6 閉会宣言

### ○委員長

(非公開案件)

午前11時40分、閉会を宣言する。

(付議事件

議案第26号「教職員の人事措置について」

議案第27号「事務局及び機関の長の人事について」

審議し、可決する。)

(報告案件

「新潟市文化財の指定の諮問について」

「指導が不適切な教職員に関する委員会の報告について」

報告する。）

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員